

委員会の傍聴にお越しく下さい

委員会の傍聴が原則公開となり、どなたでも傍聴できるようになりました。(定員5人)

傍聴を希望されるかたは、新館エレベーターで6階に上がり、議会事務局にて受付を行ってください。

委員会傍聴の手順

1. 新館6階の議会事務局で受付を行ってください。

- ・受付は開会予定時刻の1時間前から行えます。
- ・受付で住所、氏名、年齢をご記入いただきます。



新館6階・議会事務局

2. 委員会傍聴のしおりと傍聴人証を配付します。



傍聴のしおりと傍聴人証

3. 職員が委員会室へご案内します。



委員会室の傍聴席

4. 傍聴後は、傍聴人証を議会事務局までご返却ください。

議会活性化推進特別委員会

平成29年9月定例会第4日目の本会議において、西条市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会活性化推進特別委員会の調査中の事件について「中間報告」がありました。

報告の要旨

議会活性化推進特別委員会は、前任期中に設置されました議会活性化特別委員会を引き継ぐ形で、平成29年2月に設置されて以来、平成29年9月までの間、計8回にわたり委員会を開催し、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を進めてきました。

検討項目は、現状の課題を洗い出した上で27項目に設定し、各検討項目を「短期的課題」「中長期的課題」「保留」の3つに分類・整理し、優先度の高いものから順次、検討に入りました。

その中で、議会独自の災害

対策に関する協議としては、

これまで本市議会が東日本大震災における被災地の復興状況を視察し、防災・減災に係る先進事例を学んできたことを踏まえ、災害時における議会又は議員の役割、必要となる組織体制や議員の行動基準などを整備する必要性があるとの結論に至り、西条市議会災害対応指針を策定するよう議長に答申書を提出しました。

また、一問一答方式に関する協議としては、市民に開かれた議会、分かりやすい議会を目指すためにも、その運用に当たっては見直しが必要ではないかとの意見が委員より出されたことを受け、議員全員に意見を求め、協議を行い

ました。協議では、質問の方法のほか、発言時間の配分、質問の進め方、答弁の方法についてなど、活発な議論が交わされ、より円滑で分かりやすい運用とするため、質問の方法や発言時間の配分については、見直しを行うべきとの意見で一致し、その旨、議長に答申書を提出しました。

更に、議会報告会に関する協議としては、先進事例を参考に実施時期や実施体制、報告する内容など、準備を進める上で必要となる具体的な項目について議論を重ね、西条市議会報告会実施要領(案)を作成するに至りました。

- 今後は、先進都市視察などを通じて、更なる調査・研究の掲載
- (9) 市議会フェイスブック及びキッズページの開設
 - (8) 電子表決システムの運用
 - (7) 市議会だよりへの顔写真の掲載
 - (6) 委員会傍聴取扱規程の策定
 - (5) 閉会中の委員会及び委員会協議会の開催に係る委員外議員への通知
 - (4) 委員会傍聴取扱規程の策定
 - (3) 閉会中の委員会及び委員会協議会における傍聴議員への資料配付
 - (2) 委員会及び委員会協議会における傍聴議員への資料配付
 - (1) 委員会条例の改正
 - (0) 政策提言会の開催

以上のほか、次の事項についても本委員会の結論として議長に答申書を提出しました。

に取組み、本市議会における議会報告会の在り方について検討することとしております。

諸課題や活性化の必要性について、積極的に議論を重ね、更なる議会改革に向け取り組んでいきます。